

## 📎📎 資産税～お役立ち～新聞 📎📎

📌 相続税・贈与税に関するお役立ち情報をお届けして参ります 📌

第 33 号(2018 年 5 月)

### 📌📌 << - - 養子縁組が無効となる場合 - - >> 📌📌

#### 📌 [-養子縁組が無効となる場合-]

養子縁組が無効とされるケースは、「養子縁組をする意思が無い場合」と「養子縁組の届出をしない場合」の 2 つに限定されているのです。(民法第 802 条)

#### 📌 [-養子縁組をする意思が無い場合-]

養子縁組が無効とされる第一のケースは、「人違いその他の事由によって当事者間に縁組をする意思がないとき」とされています。

つまり、養子縁組をしようとする当事者間に養子縁組の意思が無いという場合です。例えば、次のようなケースが想定されます。

##### ■ 人違い

例えば、A が甲を養子にしようと考えて、養子縁組の手続きをとったとします。ところが、よくよく調べてみると甲だと思っていた養子が実は乙であった、というケースです。

この場合、A には乙を養子にする意思は無い訳ですから、この養子縁組は無効となります。

##### ■ 同意を得ない縁組届出

養親又は養子のいずれかの同意を得ない養子縁組届出も無効となります。例えば、「財産を不当に手に入れる為」とか「成年後見人が、自分が管理している成年被後見人の財産を誤魔化す為」といった目的の為に相手が知らない内に届出た養子縁組は、無効とされます。

##### ■ 形式だけの養子縁組である場合

養子縁組は形式だけであり、そこには養親・養子としての実態が伴っていない場合もその養子縁組は無効とされます。

例えば、次のようなケースが考えられます。甲の血縁者は姉だけであり、その姉とは非常に仲が悪い為、自分の財産を相続させたくない。そこで甲の知人を養子として迎え入れる養子縁組の届出を行うというケースです。

確かにこのようにすれば、甲が死亡した場合の財産は、法定相続人である養子のものとなりますが、このような形式だけを取り繕った養子縁組は無効となる場合があります。

#### 📌 [-無効の主張が難しい場合も-]

しかし、「その養子縁組は形式上だけであり、実態を伴っていないからその養子縁組は無効だ!」と主張しようとしても、その主張はそんなに簡単ではありません。

何故なら、「無効だ!」という主張は第三者の主張だからです。養子縁組をしている本人同士が「この養子縁組は形式上だけでなく、真に養子関係を築いている!」と反論されてしまえば、これを覆すのはそう簡単ではありません。

#### 📌 [-養子縁組の届出をしない場合-]

養子縁組が無効とされる第二のケースは、「当事者が縁組の届出をしないとき」とされています。養子縁組は、その届出が市区町村役場に受理されて初めてその効力を成します。(民法第 799 条)

よって、養子縁組をしようとする本人が、養子縁組の届出をしなければ、当然に養子縁組は成立せず、無効となってしまいます。

📌📌 [終わり] 📌📌